

広島県告示第百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によつて、次の指定介護機関から居宅介護事業等を廃止した旨の届出があつた。

平成二十五年三月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
社団法人 呉市医師会	呉市朝日町一五番 二四号	社団法人呉市医師会ホームヘルプサービスステーション	呉市中央五丁目一 二番二一号	平成二四年 六月一〇日
サンキ・ウエル ビー株式会社	広島市西区商工セ ンター六丁目一番 一一号	サンキ・ウエル ビー介護センタ ー呉中央	呉市本通六丁目五 番一五号マルベリ ープレース一〇一 号	平成二四年 一〇月三二日
有限会社福祉 タクシー・ナ カド	東広島市御菌宇三 三八七番地	有限会社福祉タ クシー・ナカド	東広島市西条大坪 町九番六〇号	平成二四年 一月二二日
社会医療法人 里仁会	三原市円一町二丁 目五番一号	社会医療法人里 仁会訪問看護ス テーション里仁 苑	三原市宮浦六丁目 一七番二一號	平成二四年 三月三一日
有限会社アッ プル	広島市南区翠三丁 目一二番二七号	アップル訪問介 護三原事業所	三原市本町二丁目 一三番三九号	平成二四年 一月三〇日
社団法人 因島医師会	尾道市因島中庄町 一九六二番地	因島医師会訪問 看護ステーション	尾道市因島中庄町 一九六二番地	平成二四年 四月三〇日
社団法人 因島医師会	尾道市因島中庄町 一九六二番地	因島医師会ヘル パスステーション	尾道市因島中庄町 一九六二番地	平成二四年 四月三〇日
有限会社 上西	尾道市美ノ郷町中 野一〇六八番地一	あけぼの訪問介 護事業所	尾道市御調町丸河 南一一二〇番地三	平成二四年 九月三〇日
株式会社 JAWA	東京都港区虎ノ門 一丁目一九番一四 号	街かどケアホー ムゆめか	大竹市油見二丁目 二番一七号	平成二四年 九月三〇日
有限会社福祉 タクシー東広 島	東広島市西城町御 菌宇三三八七番地	有限会社福祉タ クシー東広島	東広島市西城町御 菌宇三三八七番地	平成二四年 十一月三〇日
サンキ・ウエ ルビー株式会 社	広島市西区商工セ ンター六丁目一番 一一号	サンキ・ウエル ビー介護センタ ーはつかいち	廿日市市住吉一丁 目三番三一号福原 ビル一階	平成二四年 二月二九日